

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度経済産業省事後評価実施計画（平成23年6月27日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：基本計画の別紙に掲げる全政策 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、当該施策の特性などに応じて適切な手法を用い、適切な観点から合理的に評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価		事前評価：5件 (租税特別措置等：49件) 〔表 16-3-ア〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	5		
			概算要求に反映	5		
			機構・定員要求に反映	5		
			機構要求に反映	3		
定員要求に反映	5					
事前評価：9件（5政策） (規制) 〔表 16-3-イ〕		事前評価：9件（5政策） (規制) 〔表 16-3-イ〕	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	9		
			事業評価方式：2件 (公共事業) 〔表 16-3-ウ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	2	
						概算要求に反映
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 (租税特別措置等：21件) 〔表 16-3-エ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	5		
			概算要求に反映	5		
			機構・定員要求に反映	5		
			機構要求に反映	3		
			定員要求に反映	5		
			政策の重点化等	5		
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
			未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—
			その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—

(注) 経済産業省では、平成23年度から、評価の基本単位をこれまでの34施策から経済成長、対外経済政策、資源エネルギー・環境政策、取引・経営の安心、生命・身体の安全の5つに大括り化し評価を実施。

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 24 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「平成 23 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表16-4-(1)参照。

2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下49件。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
2	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
3	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
4	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
5	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
6	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
7	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減
8	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)
10	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
11	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)に基づく登録免許税の税率の軽減措置
12	特定の資産の買換えの場合の課税の特例
13	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
14	沖縄の国際戦略観光振興地域(仮称)及び自然・文化観光振興地域(仮称)における特例措置
15	国際物流拠点産業集積地域(仮称)における税制上の特例措置
16	産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例
17	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
18	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連)
19	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)
20	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)
21	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
22	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
23	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
24	金融所得課税に係る損益通算の拡大等に向けた所要の措置
	3 資源エネルギー・環境政策
25	再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置
26	海外投資等損失準備金

27	引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税
28	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
29	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
30	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
31	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源）
32	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採事業）
33	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採事業）
34	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
35	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
36	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
37	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
38	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例
39	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
	4 取引・経営の安心
40	交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）
41	株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減
42	中小企業投資促進税制
43	中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例
44	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）
45	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（陶磁器製造業）
46	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（ゴルフ場業）
47	株式会社商工組合中央金庫の事業税の課税標準の特例
48	「中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」により取得した少額資産の固定資産税免除
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）（再掲）
—	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）（再掲）
	5 生命・身体の安全
49	金属鉱業等鉱害防止準備金

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策について評価を行い、その結果を平成23年10月31日、11月2日、24年2月9日及び3月12日に「事前評価書」として公表。

表16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における試験研究及び分析用途に関する暫定措置の期限延長を図る政策
2	農林水産物に関する輸出規制の見直し
3	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し
4	災害時における石油の供給不足に対処するための規制の見直し（3件）
5	我が国における電気その他のエネルギーの需給の安定化を図るため、電気の需要の平準化に資する措置及び建築材料等の性能向上を推進する政策（3件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表16-4-(2)参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成24年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業2事業について事前評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成

23年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（2事業）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(3)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成23年9月30日に「平成23年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	経済成長	改善・見直し
2	対外経済政策	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	改善・見直し
4	取引・経営の安心	改善・見直し
5	生命・身体の安全	改善・見直し

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表16-4-(4)参照。

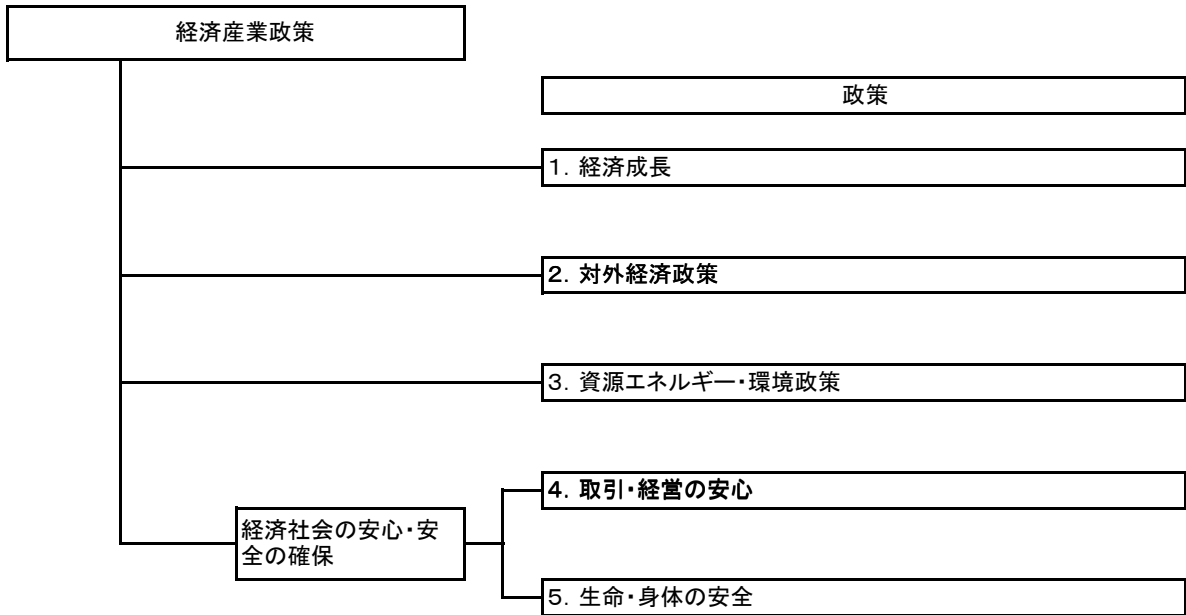
2 表16-3-エに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下21件であり、評価結果を踏まえ、引き続き継続することが妥当と判断した。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	エンジェル税制 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置
2	外国組合員に対する課税の特例
3	エンジェル税制 ・特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 ・特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例
4	ストックオプション・税制 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（総合特区法）
	3 資源エネルギー・環境政策
6	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例
7	ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置
8	熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置
9	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
10	使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度
	4 取引・経営の安心
11	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置
12	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
13	青色申告特別控除
14	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
15	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域商店街活性化

	法)
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（中小企業倒産防止共済制度の掛金に係るもの）
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（商品先物取引法に基づく委託者保護基金）
19	相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例
20	非上場株式等についての贈与税の納税猶予 非上場株式等についての相続税の納税猶予 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予
	5 生命・身体の安全
21	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（鉱害防止事業基金）

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/24fy_yosangaku.pdf)参照

